



1948年3月

家事審判所とは



労働省婦人少年局
リーフレットNO.2



申立を受理した家事審判所は期日を定めて當事者や關係人を呼出します。當事者や關係人は原則として自分で出頭しなければなりません。

家庭生活を、親族關係を、たのしく、平和に保つための救済に大きな使命を持つ家事審判所です。大きなものになれる前に、相談にもゆきませう。わからないことは、最寄の家事審判所が親切に教えてくれます。婦人は今まで法律をよく知らなかつたためにすい分損をしました。「泣寝り」を止めて、家事審判所で聞いてもらひませう。

呼 出 し

手数料として収入印紙で納めるのです。

調停の申立は一件三十圓。
審判の申立は事件によつて一件十五圓又は三十圓。

- (ハ) 申立の費用
- 3. 事件の實狀
- 2. 申立の趣旨

- 1. 申立人及び相手方の住所氏名
- 書面でも口頭でもよろしいが、次の諸點を明かにしなければなりません。

- (ロ) 申立の方式
- 2. 審判の場合は事件の種類によつて申立人や相手方の住所にある家事審判所に行くことになり
ます。まづもよりの家事審判所に行つて相談をして見てもらひなさい。
- 1. 調停の場合は原則として相手方の住所地の家事審判所です。

- (イ) 申立てる家事審判所

申立てる方法

- (ロ) 調停委員、地方裁判所が、毎年前もつて選んだ候補者のうちから、調停の申立のある毎に家事審判所の指定した人。
- (ハ) 委員、地方裁判所が毎年前もつて選んだ候補者のうちから、審判の申立のある毎に家事審判所の指定した人。
- いづれも民間の徳望良識者です。又本年も婦人がそのいづれにも多數えらばれました。

家事審判所とは

家庭はいつも平和でありたい、親族は、親しく変わり合つていたいものです。それなのに時としてこの家庭にも、みにくい争い事が起ります。病氣の時、すくお醫者様にかけつけると、氣持は、いざこざがひどくもつれない間に氣極へ氣持でもよりの家事審判所へかけつけませう。

家事審判所とは

家事審判所は、家庭内や親族間に起つた重要な事柄やいざこざを、手軽な手続きで、早く、納得のいくように解決してくれる家庭事件専門の役所です。昭和二十三年一月一日から發足しました。地方裁判所の支部にあたり原則として以前直裁判所のあつたところに設けられました。全國で二百七十六ヶ所開かれました。

裁判所との相異

(1)(ロ)(ハ) 訴訟はかなり長びくものですが、家事審判所は手早く解決してくれます。訴訟では相當費用がかかります。家事審判所の費用は、ごくわずかです。
(ハ) 訴訟では骨肉間の争ひでも裁判法廷で公開されて秘密が保たれません。家事審判所は誰にも知れないように秘密を固く守ります。
この三つの點が家事審判所が、家庭事件のために特に考慮され、又、誰にでもすぐ利用できるようにつくられた長所なのです。

人事調停との差異

家事審判所で定まつたことについては強制力、執行力があります。例えば財産の分與を定めて分與しなければ差押えてでも取立てられます。

家庭事件處理の方法

家庭事件を處理するには、裁判と調停の二種の方法がとられます。

(1)

調停、調停は原則として、家庭内の争いごと、例えば、夫婦別れの話などについて、家事審判官一人と、調停委員二人以上とで作られた調停委員が、お互の言い分をよく聞いて、納得のいくように、無理のないように解決をはかります。離婚にしても仲直りをさせることもありませう。又離婚とさせることもありませう。いづれにしても、思いやりある親切な相談相手になつて公平に調停するのです。

(ロ)

なま家庭事件について訴訟を起す人は、その前に必ず調停の申立をしなければなりません。裁判、裁判とは早くやさしい手続きです。裁判のことです。家庭内や親族の間に起つた重要な事柄、例えば氏の變更とか、未成年者を養子に迎えるとか、又、遺産の分配にあつて争が起つたとか、離婚の時、夫から妻に分與する財産について、意見が一致しないと言ふような、家庭や親族間の争いごとを、一人の家事審判官が、參與員一名以上の立會で審理し、意見を聞いて判定するのです。

(1)

家事審判官、調停委員、參與員とはどんな人達が
家事審判官、裁判官や辯護士として長い經驗ある練達な裁判官。